

2015. 8. 17 第 8 回川越市総合計画審議会

第四次川越市総合計画 前期基本計画（原案）

① 第 7 章（地域社会・市民生活）

施策

No.45

地域コミュニティ活動の推進

策

目的

地域住民などの互いの交流を促すとともに、コミュニティ意識の形成を図り、支え合い助け合いに向けた基盤づくりを進めていくこと。

施策を取り巻く状況

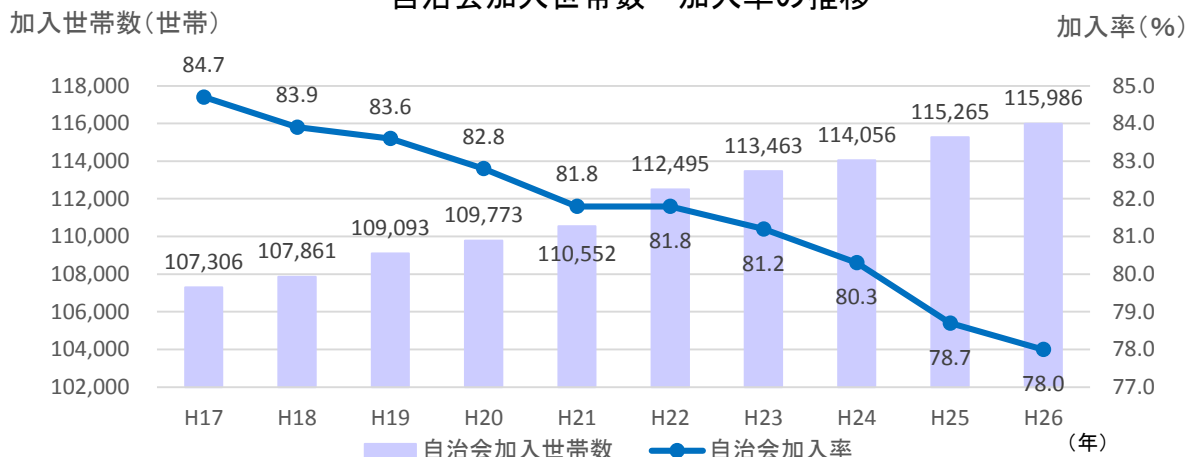
■現 状

- ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、コミュニティ意識が希薄化しています。
- 自治会の加入率が年々減少しているとともに、自治会を担う役員等の年齢層が高くなっています。
- 市内11の市民センター所管区域に、それぞれ地域会議が設置されています。
- 市内では、保健・医療・福祉の分野、社会教育の分野、まちづくりの分野を中心に、多くのNPO法人*がさまざまな活動を行っています。

■課 題

- コミュニティ意識の希薄化や、少子高齢化による活動の担い手の減少に対応した取組が必要です。
- 地域コミュニティの活動の活性化と機能の強化に向けた取組が必要です。
- 市民に対して、地域コミュニティやその活動に関する情報を提供するしくみづくりが必要です。
- 環境美化、防災、防犯、交通安全、核家族化や少子高齢化の進行による子育てや高齢者福祉などの課題について、地域での取組が必要です。
- 地域会議と行政が協力し、支え合い助け合いに向けた基盤づくりを進める必要があります。
- 地域コミュニティ活動を行う各団体同士の協力や連携による取組の推進が求められています。

自治会加入世帯数・加入率の推移



出典：川越市市民活動支援課調査

単位施策

1 コミュニティ意識の形成（市民活動支援課）

- ①自治会連合会と連携して、幅広い世代の地域住民が自治会に加入するよう促進し、自治会活動やその情報の共有化を通じて、コミュニティ意識の形成を図ります。
- ②地域行事をはじめとした地域コミュニティ活動に対する支援を充実させ、コミュニティ意識の形成を促進します。
- ③さまざまな地域コミュニティ活動が自立的かつ継続的に行われるよう、安定的な担い手の確保に向けた取組を検討します。
- ④川越市掲示板やインターネットなどを活用して、地域コミュニティとその活動に関する情報を提供します。

2 地域コミュニティ活動の支援（市民活動支援課、市民センター推進室）

- ①自治会連合会と協力して、各自治会における環境美化、防災、防犯、交通安全等の自主的な活動を支援します。
- ②地域会議の運営や活動に係る支援を行います。
- ③地域コミュニティ活動を行う団体や企業等が相互にパートナーシップを築き、地域コミュニティ活動が円滑に行われるように支援します。
- ④自治会集会施設の建設、修繕等の整備を支援します。

3 NPO法人の活動の支援（市民活動支援課）

- ①NPO 法人との関係の充実を図るとともに、NPO 法人と自治会やボランティア団体等との連携を促進します。

第7章

地域で支え合う、安全で安心なまち【地域社会・市民生活】

指標			
指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
地域会議が主体となって取り組んだ事業数 (件)*	0	3	4
自治会加入率 (%)	78.0	79.0	80.0

*NPO (Non-Profit Organization) 法人
政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う。特定非営利活動法人の略称。

*地域会議が主体となって取り組んだ事業数
全ての地域会議における全事業数を地域会議数で除したものの。

施策	No.46	平和で思いやりのある社会づくり
	目的	差別や偏見がなく、平和で思いやりがある明るい社会を築くこと。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 平和意識の高揚に向けた市民参加の取組や平和教育などを実施しています。
- 出身地、性別、国籍、病歴などを理由とする差別や偏見が存在します。
- 家庭での虐待や暴力、学校でのいじめ、職場でのパワーハラスメントなど、さまざまな人権に関する問題が発生しています。
- 近年では、インターネット上でのいじめや中傷、流出した個人情報が悪用されるなどの人権侵害が問題となっています。
- 講演会や研修会、冊子の配布等を行い、人権問題に対する啓発を行っています。

■課 題

- 平和の大切さや尊さを次世代に継承していく取組が必要です。
- 人権教育を推進するとともに人権啓発を図ることで、市民一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを進めていく必要があります。

単位施策

1 平和意識の高揚（総務課、教育指導課）

- ①「小江戸かわごえ平和都市宣言・2005」の趣旨に基づき、市民参加による各種平和施策の充実を図ります。
- ②国際理解教育等の中で、平和と発展に貢献する能力や態度の育成を図ります。

2 人権施策の推進（人権推進課、地域教育支援課、教育指導課）

- ①市民、企業等を対象とした人権啓発活動の充実を図り、同和問題などの人権問題の解決を目指します。
- ②同和問題などの人権問題の解決を目指し、組織的かつ計画的に人権を尊重する教育の充実に努めます。
- ③自治会等と連携した教育活動を推進し、地域内の交流を深め、人権教育や啓発の取組として集会所事業*を推進します。

指標



*集会所事業

「川越市小堤集会所条例」に基づき設置している川越市小堤集会所において、教育委員会が実施している事業のこと。

施

No.47

男女共同参画の推進

策

目的

男女が自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力が十分に発揮できるようにすること。

施策を取り巻く状況

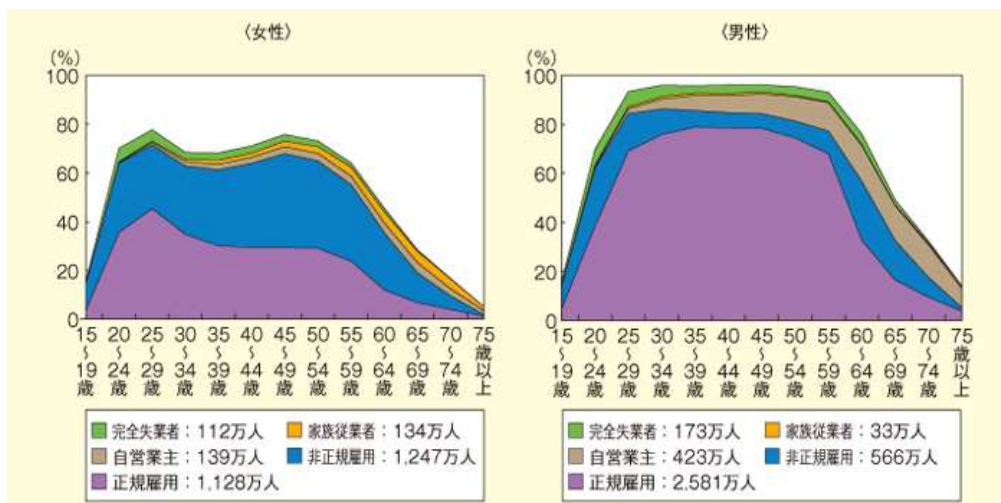
■現 状

- 国全体における女性の就業状況は、子育て世代の離職により30代から40代にかけての就業率が下がっており、特に正社員では20代後半をピークとして下がっています。
- 平成25(2013)年に市民を対象に行った男女共同参画に関する意識調査では、「職場」や「社会通念や風潮」の面で、男性優遇を感じている市民が多くなっています。
- 同調査結果では、「地域活動への参加経験」について、40代と50代の女性は8割を超えていますが、同年代の男性は6割程度となっています。
- ドメスティック・バイオレンス*の相談件数は年々増加しており、川越市配偶者暴力相談支援センターを開設し、相談に応じています。
- 川越市男女共同参画推進施設で、男女共同参画に関する講座や相談業務等を行っています。

■課 題

- 人権の尊重と男女共同参画の意識の高揚に資する取組が必要です。
- 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた取組が必要です。
- 男女ともに仕事と生活の調和が実現できる社会環境の形成が必要です。
- 男女ともに地域活動等に参画しやすい環境づくりが必要です。

年齢階級別就業率の推移



出典：総務省「労働力調査」

単位施策

1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり（男女共同参画課）

- ①啓発活動や相談体制を充実し、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント*等の防止を図ります。また、関係機関と連携し、被害者の保護と自立の支援に努めます。
- ②広報活動や啓発活動を実施し、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発に努めます。
- ③男女共同参画推進施設等において、多様な市民ニーズに即した講座等の企画や運営に努めます。

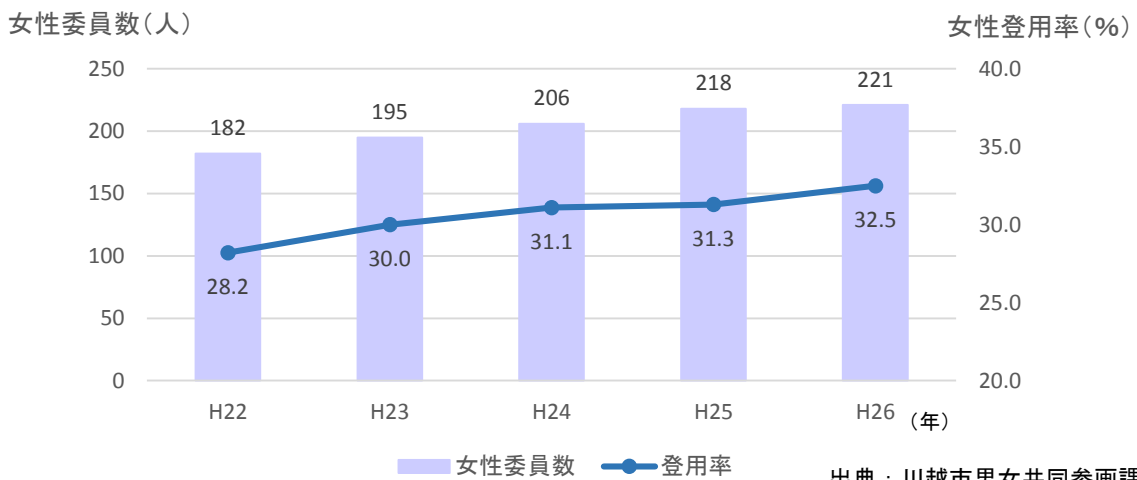
2 ワーク・ライフ・バランスの促進（男女共同参画課）

- ①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、関係機関との連携を図りながら、普及活動や啓発活動を行います。

3 あらゆる分野への男女共同参画の推進（男女共同参画課）

- ①政策や方針の決定過程における女性の参画推進と人材育成に努めます。
- ②さまざまな地域活動において、男女の共同参画を推進します。

各種審議会等の女性委員数・女性登用率の推移



指標

指標	実績値 (H26)	目標値
各種審議会等（法律または条例により設置された附属機関）への女性の登用率（%）	32.5	H32 → H37 35.0 → 40.0

*ドメスティック・バイオレンス

夫婦、恋人など親密な関係にある男女の間に起こる身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。DV (Domestic Violence) とも言われる。

*セクシャル・ハラスメント

身体への不必要な接触、性的関係の強要、わいせつな写真等の掲示など、相手の意に反した性的な内容の発言や行動のこと。

施策	No.48	防災体制の整備
	目的	災害時に市民等と協働した防災体制を整備するとともに、テロ攻撃等から市民を保護する危機管理体制の強化を図ること。

施策を取り巻く状況

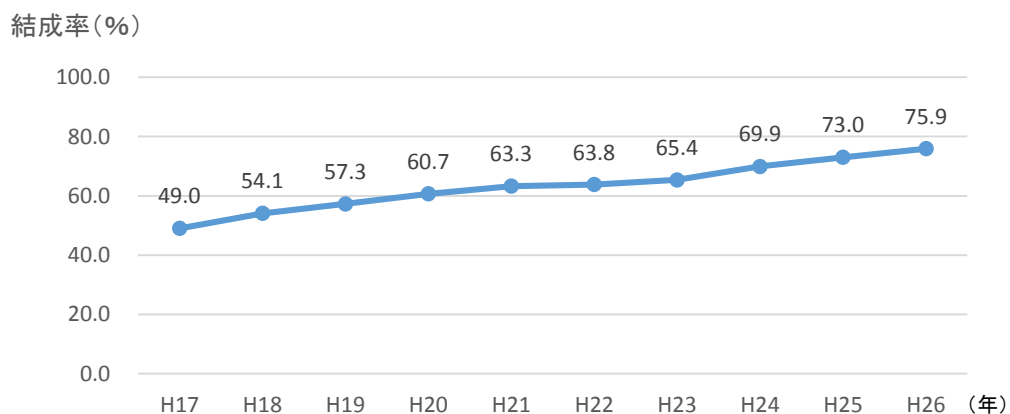
■現 状

- 大規模地震等により、甚大な被害の発生が懸念されています。
- 市民一人ひとりの防災に対する意識は、東日本大震災の発生前に比べ、高まっています。
- テロ攻撃等により、市民の生命や財産が危険にさらされる可能性があります。

■課 題

- 高齢者や障害のある人等の要配慮者*のうち、とりわけ自ら避難することが困難な避難行動要支援者*を適切に避難誘導することや、情報伝達手段の拡充が必要です。
- 増加する集中豪雨や竜巻などの風水害への対策の強化が必要です。
- 大規模地震等の発生時に、通勤・通学者や観光客の一部が帰宅困難になることが予想され、その対策の強化が必要です。
- 災害に対する知識の普及や防災意識の高揚、関係機関との連携を強化する必要があります。
- テロ攻撃等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活に及ぼす影響を最小限にするよう、体制の強化や充実を図る必要があります。
- 災害時を想定した全庁的な業務継続計画*の策定が必要です。

自主防災組織結成率



出典：川越市防災危機管理課調査

単位施策

1 災害応急体制の充実（防災危機管理課）

- ①安全に避難するための環境整備や、避難行動要支援者の避難支援体制の構築を図ります。
- ②災害時や緊急時に情報の伝達を確実にを行うため、防災行政無線のデジタル化を行うとともに、情報伝達手段の多様化を推進します。
- ③風水害に対して、迅速かつ的確に対応する体制の充実を図ります。
- ④災害時や緊急時に備えた、食料、飲料水、生活必需品、応急災害対策用資機材の質と量の充実を図ります。
- ⑤民間事業者等との協力体制を構築し、帰宅困難者対策を推進します。

2 防災意識の普及・高揚（防災危機管理課）

- ①共助を担う地域の防災組織の結成を促進するとともに、活動の充実を図ります。
- ②地域での防災訓練等の活動を支援するとともに、防災講話等を通じて、市民の自助・共助意識の高揚を図ります。
- ③総合防災訓練等を実施し、防災関係機関との連携強化を図ります。

3 危機管理体制の強化・充実（防災危機管理課）

- ①「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」に対応した情報の伝達、市民の避難誘導、武力攻撃事態等に対する応急措置が迅速に実施できるよう、「川越市国民保護計画」に基づく活動体制の強化や充実を図ります。
- ②市民の安全と安心を脅かす事件や事故を未然に防止し、また被害を最小限に抑制できるよう、「川越市危機管理指針」に基づく組織的な危機管理体制の強化や充実を図ります。
- ③業務継続計画を策定し、災害時優先業務を迅速かつ適切に実施する体制の整備を図ります。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
避難行動要支援者名簿を備えた自治会の割合 (%)	—	50.0	80.0
自主防災組織結成率 (%)	75.9	85.0	90.0

*要配慮者

高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人などの配慮を要する人。

*避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

*業務継続計画

危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のこと。BCP (Business Continuity Plan) とも言われる。

施策 No.49 消防・救急体制の充実

目的 市民の生命、財産を守り、安全・安心を実感できるまちづくりを推進すること。

施策を取り巻く状況

■現 状

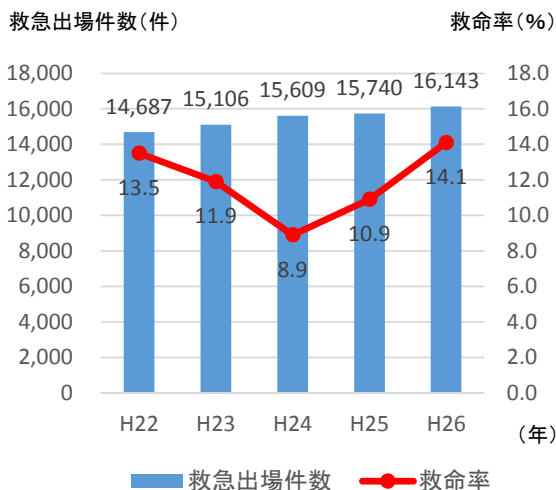
- 川越地区消防組合を設置し、消防や救急の事務を川島町と共同で処理しています。
- 大規模地震等の広域災害発生時は、多数の負傷者が出るのが想定され、消防力だけでは対応が困難です。
- 平成26(2014)年の救急出場件数は16,143件で、高齢者の増加等により近年は増加傾向にあります。
- 応急手当やAEDの普及啓発により、市民の応急手当による救命事例が増加しています。
- 平成26(2014)年の火災件数は132件で、一番多い出火原因は放火(放火の疑いを含む)で、他にはコンロ、たばこ、ストーブ等を原因とする出火があります。

■課 題

- 関係機関等と連携した活動のほか、地域コミュニティにおける防災力の強化を図り、広域災害による被害を最小限に抑える必要があります。
- 救急要請の増加に対応した救急体制を整えるとともに、各医療機関との連携の強化や救急救命士の養成が必要です。
- 市民による救命や、高度な救命処置、スムーズな患者搬送等により、救命率*を高める必要があります。
- 市民の防火意識を高める取組や住宅用火災報知器の未設置世帯への普及等が必要です。

救急出場件数・救命率の推移

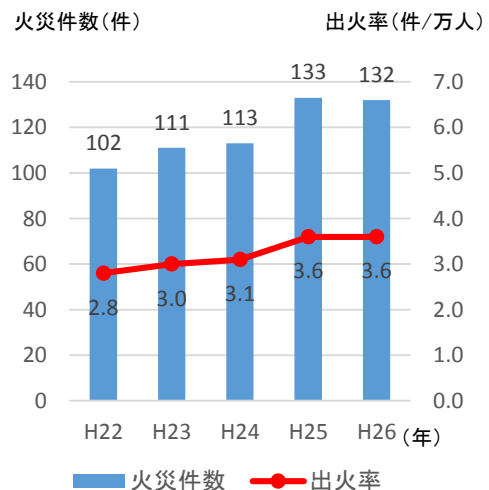
(川越地区消防組合管内)



出典：川越地区消防局「消防年報」

火災件数・出火率の推移

(川越地区消防組合管内)



出典：川越地区消防局「消防年報」

単位施策

1 初動消防力の強化（消防局総務課、消防局警防課）

- ①消防車両や消防資器材の整備や、耐震性防火水槽の増設を図ります。
- ②大規模地震等の広域災害に備え、関係機関との連携を強化します。
- ③消防団の団員確保及び資器材等の整備を図り、組織の強化に努めます。また、市民と協力して地域防災力の強化に努めます。

2 救急業務体制の整備（消防局救急課）

- ①応急手当普及員を養成するとともに、訓練機器材の整備や指導体制の強化を図ります。
- ②救急救命士を継続的に養成するとともに、高度な救命処置を提供するための教育訓練環境を整備し、資質の向上を図ります。
- ③各医療機関との連携強化や民間による患者等搬送事業の推進を図ります。

3 火災予防対策の推進（消防局予防課）

- ①住宅防火対策に関する広報活動を実施し、市民の防火意識の高揚を図ります。
- ②住宅用火災警報器の未設置世帯に対する普及推進と、設置済世帯に対する維持管理の促進を図ります。
- ③事業所における自主防火管理対策を支援するとともに、査察執行や危険物安全対策を推進します。

4 消防施設や設備の充実（消防局総務課、消防局指揮統制課）

- ①社会情勢や地域の実情を勘案し、大規模災害に耐えうる施設となるよう、消防局庁舎等の防災拠点施設の建設、改修を検討し推進します。
- ②多様化する災害に対応する地域の活動拠点として、老朽化した消防団車庫を計画的に更新します。
- ③消防通信機器の維持管理、更新を図ります。

指標

指標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
川越市消防団員数（人）	301	330	330
救命率（%）	14.1	20	20
出火率（件/万人）	3.6	3.2	2.8

*救命率

心臓と呼吸が停止したのを家族や救急隊員などにより確認された傷病者のうち、1箇月以上生存した人の割合。

施策	No.50	防犯対策の推進
	目的	防犯意識の高揚や防犯体制の整備により、市民が安全に安心して暮らせること。

施策を取り巻く状況

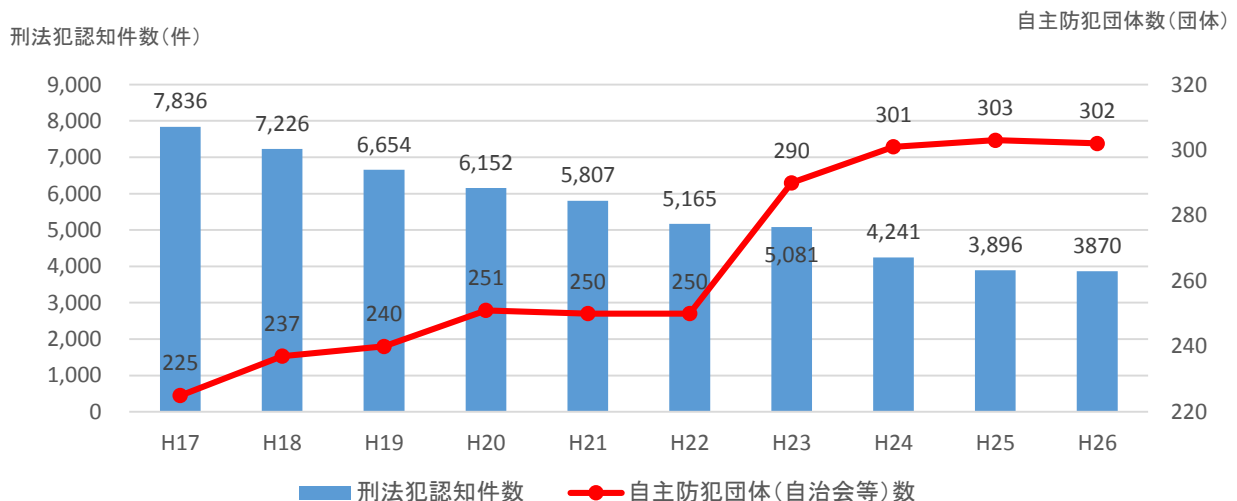
■現 状

- 刑法犯認知件数*は、減少傾向で推移しています。
- 振り込め詐欺の被害が多発し、被害金額が県内において上位で推移しています。
- 平成 26（2014）年に改定した「川越市防犯のまちづくり基本方針」により、防犯のまちづくりを推進しています。

■課 題

- さまざまな関係機関や自治会等の団体と連携して、地域でのつながりをさらに深め、防犯のまちづくりに取り組むことが必要です。
- 地域自主防犯ステーションの活用や防犯灯等の設置などにより、犯罪が発生しにくい環境づくりが必要です。
- 振り込め詐欺など多様化する犯罪を防止するために、一人ひとりの防犯意識を高めることが必要です。

刑法犯認知件数・自主防犯団体数の推移



出典：埼玉県警察本部（刑法犯認知件数）、川越市防犯・交通安全課調査（自主防犯団体数）

* 刑法犯認知件数
警察が犯罪について、被害の届出等によりその発生を確認した件数。

単位施策

1 防犯推進体制の整備・充実（防犯・交通安全課）

- ①防犯推進体制の整備や充実を図り、防犯のまちづくりをソフトとハードの両面から総合的かつ効果的に推進します。
- ②県、警察署等の関係機関や、川越防犯協会等の関係団体との連携を強化します。
- ③地域主導型の防犯拠点である、旧交番施設等を再活用した地域自主防犯ステーションの運営管理の支援に努めます。
- ④暴力を排除するための活動を推進し、市民生活の安全と平穏の確保に努めます。

2 安全な地域コミュニティの推進（防犯・交通安全課）

- ①自治会や商店街を中心に、地域住民、事業所、NPO、ボランティア団体等による自主防犯活動等への参加を促進し、支援を強化します。
- ②地域の自主防犯活動の中心となる地域リーダーの育成に努めます。

3 規範意識の高揚と防犯教育の推進（防犯・交通安全課）

- ①児童生徒に対し、発達段階に応じた防犯意識や道徳教育の充実を図ります。
- ②成人向けの各種講座等を開催し、規範意識や防犯意識の高揚を図ります。
- ③犯罪や防犯に関する情報を収集し、さまざまなメディアを通じて、積極的、効果的な情報提供を図ります。
- ④市民の防犯意識の啓発を図り、自主的に個人や家庭でできる防犯対策を促進します。
- ⑤振り込め詐欺の対策として、高齢者だけではなくあらゆる世代に対しても啓発を実施して、被害の防止を図ります。

4 安全な都市環境の創出（防犯・交通安全課）

- ①防犯灯等の維持や整備などにより、道路や公園等での犯罪予防や人目につきにくい場所の減少等を図ります。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
刑法犯認知件数（件）	3,870	3,600	3,500
振り込め詐欺発生件数（件）	62	45	30
防犯灯総数（箇所）	21,716	23,000	24,000

施策

No.51

交通安全対策の推進

目的

交通事故の減少と、安全性の高い交通環境をつくること。

施策を取り巻く状況

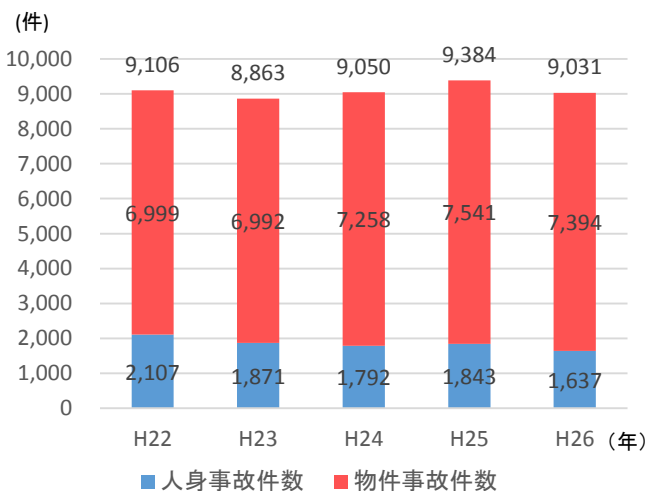
■現 状

- 市内の交通事故発生件数は、年間 9,000 件程度で推移し、人身事故件数については減少傾向にあります。
- 交通事故の原因は、脇見運転等と一時不停止によるものが多く、また、横断歩道上の死亡・重傷事故が多発しています。
- 自転車に乗用中の事故が多発しており、事故を起こした自転車の乗り方に法令違反が認められるケースが90%前後となっています。
- 警察、自治会、交通安全関係団体と連携し、交通安全キャンペーンを各季に実施しています。
- 市民、自治会等からの要望を受けて、危険な箇所に路面表示やカーブミラー、注意看板、警戒標識、道路照明灯の設置を行っています。
- 放置自転車対策として、駅周辺を自転車放置禁止区域に指定するとともに、自転車置き方指導員の配置や放置自転車の撤去を行っています。
- 平成27（2015）年4月に川越駅西口第三自転車駐車を開設しました。

■課 題

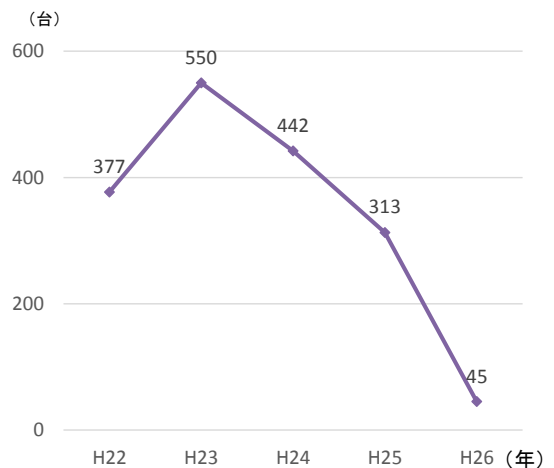
- 高齢化の進行に伴い、広く高齢者に交通事故防止の啓発を行う必要があります。
- 児童生徒の交通安全を確保するため、地域の実情に応じた通学路の安全対策を積極的に行う必要があります。
- 老朽化しつつある自転車駐車場の大規模修繕や建替えを検討する必要があります。

交通事故発生件数（高速道路除く）



出典：埼玉県警察本部「交通事故統計資料」

放置自転車台数（1日あたり）の推移



出典：川越市防犯・交通安全課調査

単位施策

1 交通安全意識の啓発（防犯・交通安全課）

- ①関係機関と連携し、幼児から高齢者まで幅広く交通安全教育を推進するとともに、交通安全教育指導者の育成を図ります。
- ②関係機関及び関係団体と連携した各季キャンペーン等の交通安全運動を推進し、市民の交通安全に対する意識の向上を図ります。

2 交通安全施設の整備（防犯・交通安全課）

- ①交通量や沿道の土地利用状況を考慮し、標識看板類等の設置や道路照明灯の新設等、交通安全施設の整備を図ります。

3 通学路安全対策の推進（防犯・交通安全課）

- ①通学路の整備*や標識看板類等の設置などにより、児童生徒が安心して利用できる安全な通学路の確保に努めます。

4 自転車利用者への意識啓発と自転車の利用環境の整備（防犯・交通安全課）

- ①自転車利用者への意識啓発を推進し、運転マナーの向上や放置自転車の防止に努めます。
- ②自転車をはじめとして、歩行者や自動車も互いに安心して通行できる環境整備を図ります。
- ③駅周辺に自転車駐車を計画的に整備し、適切に維持管理をするとともに、民営自転車駐車場の設置に対する支援に努めます。

第7章

地域で支え合う、安全で安心なまち【地域社会・市民生活】

指標			
指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
交通事故発生件数（件）	9,031	8,570	8,120
放置自転車台数（台／1日あたり）	45	35	30
カーブミラー数（箇所）	5,852	6,210	6,500

*通学路の整備
 施策No.27 道路交通体系の整備 単位施策 3 参照

施

No.52

市民生活の支援

策

目的

安全・安心な市民生活の支援と市民ニーズを満たした葬祭事業を実施すること。

施策を取り巻く状況

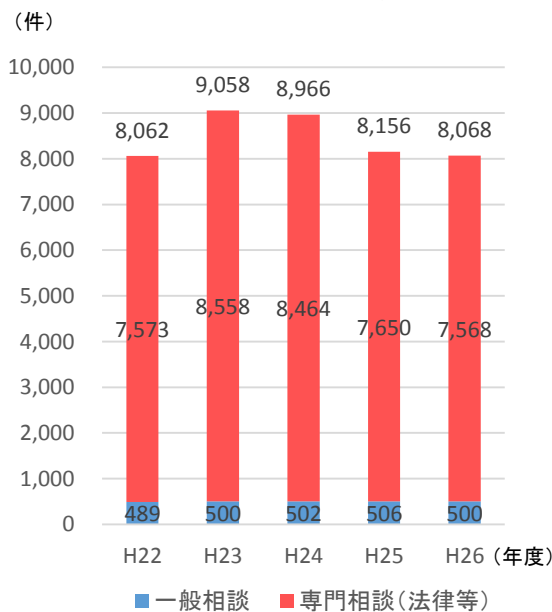
■現 状

- インターネットを利用した新たな販売方法の普及など、消費者をめぐる環境は変化しています。
- 消費者トラブルに巻き込まれる事例は、高齢者で増加しています。また、若者なども被害にあふ事例があります。
- 法律相談をはじめとした各種相談窓口を開設しています。
- 核家族化の進行等により、家族葬など小規模葬儀が増加しています。
- 高齢化の進行により、火葬件数の増加が見込まれています。

■課 題

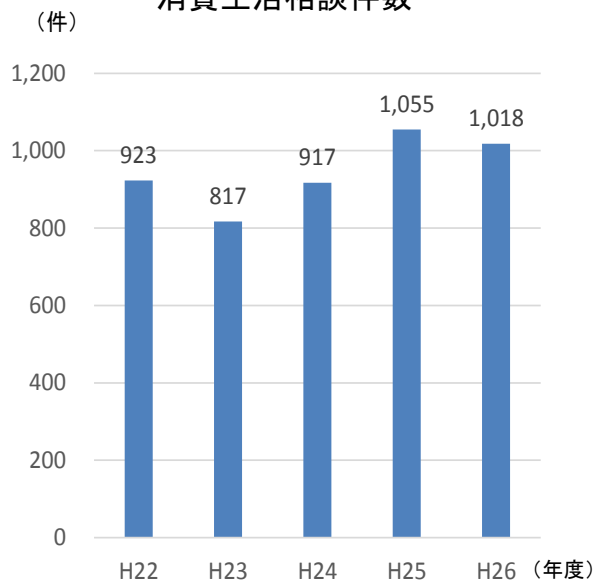
- 社会状況の変化に沿った市民ニーズを把握し、既存の相談体制を検証し、相談の充実に努める必要があります。
- 消費者庁、警察署、地域コミュニティ等と協力して、高齢者や障害のある人をはじめとした市民の消費者トラブルや被害を防止する取組が必要です。
- 葬祭施設について、多様化した市民ニーズを十分に反映した運営や整備を行う必要があります。

市民相談件数



出典：川越市広聴課調査

消費生活相談件数



出典：川越市広聴課調査

単位施策

1 市民相談の充実（広聴課）

- ①社会状況の変化に伴い、複雑で多様化する相談内容に応じた相談窓口の充実を図ります。

2 消費生活支援体制の充実（広聴課）

- ①消費者トラブルに対応できる人材の確保及び資質の向上に努めます。
- ②消費者庁をはじめ、県、警察署、川越市社会福祉協議会など関係機関との連携を深めます。また、相談業務の充実を図り、多様な消費者トラブルの未然防止に努めます。
- ③学校、地域コミュニティ、職場等を対象とした消費者講座、講演会等を行い、消費者教育を推進します。また、街頭キャンペーン等のさまざまな方法により、消費者意識の啓発に努めます。
- ④自治会、民生委員、地域包括支援センターなどと連携し、高齢者等の消費者トラブルの未然防止に努めます。

3 葬祭事業の充実（市民課、新斎場建設推進室）

- ①市民聖苑やすらぎのさについて、適切な運営管理に努めます。
- ②新斎場について、人と環境に対して十分に配慮した施設として、公園や河川等の周辺環境とあわせて整備します。また、供用開始後は市民ニーズに適切に対応し、効率的な運営管理を図ります。